

公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン

平成 13 年 4 月
令和 7 年〇月最終改正
総 務 省

ＩＴ戦略会議・ＩＴ戦略本部合同会議で取りまとめられた取組方針である「線路敷設の円滑化について」にのっとり、以下のガイドラインを策定する。このガイドラインは、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二百二十八条第一項に規定する他人の土地等の使用権に関する協議の認可・裁定の運用基準として機能することとなるものである。

（基本的な考え方）

- 第一条 このガイドラインは、電柱、管路、とう道、ずい道、鉄塔その他の認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線を設置するために使用することができる設備（行政財産であるものを除く。以下「設備」という。）の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者（以下「事業者」という。）に設備の一部を提供する場合において、設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法を取りまとめることにより、事業者による線路敷設等の円滑化を図り、超高速インターネットの整備に不可欠な光ファイバ網の整備等を推進し、もって利用者の利益、国民の利便の向上に資することを目的とする。
- 2 線路を設置するために使用することができる設備の設備保有者（第十四条第一項に規定する一束化設備保有者及び第十五条に規定する支線保有者を除く。以下同じ。）には電気通信事業者、電気事業者、鉄道事業者その他の公益事業者が、空中線を設置するために使用することができる設備の設備保有者には電気通信事業者及び当該設備を事業者に提供する者（電気通信事業者である者を除く。）がそれぞれ該当するものとする。
- 3 鉄塔その他の空中線の設置を目的とする設備の提供には、当該設備に携帯電話の基地局の空中線を設置しようとする事業者に提供する場合のみが該当するものとする。
- 4 設備の提供に当たっては、原則として、次によるものとする。
- 一 設備保有者は、事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自己の事業又は有線電気通信設備令（昭和二十八年政令第百三十一号）、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

その他の公物管理に関する法令等の規定（以下「公物管理関係法令等」という。）に支障のない限り、公平かつ公正な条件で設備を提供する。（公正性の原則）

二 設備保有者は、事業者が設備を提供するに当たり、資本関係その他の理由により、差別的な取扱いをしない。（無差別性の原則）

三 設備保有者は、設備の提供に係る条件等をあらかじめ公表する。なお、公表すべき条件等は、このガイドラインで規定する。（透明性の原則）

四 設備保有者は、設備の提供に係る手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。（効率性の原則）

（調査回答期間等）

第二条 設備保有者は、事業者から設備の調査の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとし、申込みの数が通常想定される申込みの数の範囲内である場合は、原則として二箇月以内（必要書類の形式的不備等の指摘を行った場合は、二箇月に当該指摘から事業者が当該指摘を踏まえ申込みを行うまでの期間を加えた期間内。次項において同じ。）に提供の可否を回答するものとする。

2 設備保有者は、二箇月以内に提供の可否の回答ができない場合は、その理由を明記した書面又は電子メール等の電磁的方法により、申込みを行った事業者へ通知するものとする。

3 調査に要する費用は、コストに基づき適正なものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、交通費、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

（調査の申込みに対する回答に係る特例）

第二条の二 設備保有者は、前条第一項に規定する調査の申込みの際し、管路・とう道に関して事業者から要望があった場合には、提供の可否の回答に係る調査の過程等において提示可能な調査の進捗状況や設備の概況等の情報を可能な限り提供するものとする。

2 前項の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、設備保有者は、開示対象となる情報の性質に応じて、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から、情報開示を行う事業者に対し、必要な措置を講じるものとする。

3 第一項の情報開示に係る費用は、コストに基づき適正な額とするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

(貸与拒否事由等)

第三条 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる場合を除き拒否しないものとする。

- 一 使用を希望する区間又は場所に現に空きが無い場合
- 二 設備保有者が五年（法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画（最新の需要想定を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下この条において同じ。）を作成している場合は当該期間。以下この条において同じ。）以内にその設備を全て使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合
- 三 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- 四 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が五年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合
- 五 事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- 六 事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が履行されなかったことがある場合又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- 七 事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合又はそのおそれ強い場合
- 八 第六号に定めるもののほか、事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- 九 その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合又はそのおそれ強い場合

2 設備保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの設備の使用の申込みを承諾しない場合は、その事業者に対し、承諾しない理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知する。

3 設備保有者は、第一項第二号から第四号までに掲げる貸与拒否事由に該当することのみを理由として設備の使用の申込みを承諾しない場合であつて、事業者による使用開始の予定の日から設備計画に明示された使用、改修、移

転又は地中化の予定の事業年度の開始の日（以下「使用等予定日」という。）までの間が一年を超える場合（事業者からの使用申込みの理由が地中化に伴う仮設工事等による一時使用（道路の掘削又はマンホールの恒久的な改造が不要なものに限る。）のときには一年を超えない場合を含む。）は、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、前項の規定に基づく通知において、事業者に対し、使用等予定日までの間に限定して、設備の提供を行うことが可能である旨を示すものとする。

- 4 設備保有者は、事業者から設備の使用の申込みを承諾しない理由について、具体的な内容の説明を求められた場合は、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で、これに応じるものとする。
- 5 設備保有者は、設備の使用の申込みを承諾した事業者から使用可能時期の照会があった場合には、できる限り具体的な進捗状況、今後の見通し等を回答するように努めるものとする。なお、事業者は、設備保有者の事務負担に配慮し、通常想定されるスケジュールに従い作業が進捗していると認められる場合には、できる限り照会を行わないように努めるものとする。

（定型的かつ反復して行われる設備使用の申込み）

第三条の二 設備保有者は、事業者から定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みを受けた場合又は受けると見込まれる場合には、事業者が設備の提供を受けるための手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。

- 2 前項の場合においては、設備保有者は事業者と当該申込みに通ずる設備の仕様、工法その他の事項について協議するものとする。
- 3 設備保有者は、前項の協議の対象となる事項について、第十三条第一項第九号に掲げる定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項に規定するよう努めるものとする。

（貸与期間）

第四条 貸与期間は、原則として五年間とする。

- 2 使用等予定日までの間に限定した設備の使用の申込みであって、使用等予定日以降の事業者の伝送路設備の移転に関する計画が確実かつ合理的でないものは、第三条第一項第六号に掲げる貸与拒否事由に該当するものとみなす。
- 3 設備保有者が使用等予定日までの間に限定して設備の提供を行う場合であって、前項に規定する計画が確実に実施されない場合は、第十一条第一項の契約解除事由に該当するものとみなす。
- 4 設備保有者は、設備の使用が公物管理関係法令等の適用を受けるときは、当該公物の占用等の期間についての規定を十分に勘案するものとする。

(工事及び保守ルール)

第五条 設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置する工事の設計及び施工又は当該伝送路設備の保守は、セキュリティの確保及び事故防止のため、原則として設備保有者又は設備保有者が指定する者が行う。なお、設備保有者が示す、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任の明確性を確保するための措置を講じる場合には、事業者の希望に応じ事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めるものとする。

2 設備保有者は、セキュリティの確保及び事故防止のための保証手段及び責任が明確でないと判断し、事業者自らが工事の設計及び施工又は保守を行うことを認めない場合は、事業者に対し、その判断理由を書面又は電子メール等の電磁的方法で通知するものとする。

3 設備保有者から提供を受けた設備に設置された伝送路設備の保守については、設備の提供に係る契約においてその運用ルールを明示するものとする。

4 設備保有者は、設備の提供に伴い、当該設備の改修工事を行う必要が生じる場合は、事業者に対し当該工事の設計及び施工に係る費用負担を求めることができる。この場合において、事業者から当該工事が必要となる理由及び当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、経営上の秘密の保持に支障がない範囲で、これに応じるものとする。

5 事業者は、設備保有者から貸与を受けた設備に設置した伝送路設備が不要となった場合は、速やかに当該伝送路設備を設備から撤去するものとする。

(貸与の対価)

第六条 設備使用料の原価は、原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定するものとし、設備保有者は、事業者に対し、当該原価に基づく適正な設備使用料を求めることができる。

2 前項の設備使用料の実際の算定に当たっては、別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定を行うものとする。

3 設備保有者は、事業者に対し、使用の申込みを受けた設備の使用料及びその算出根拠を、第十三条第一項に規定する標準実施要領において記述する時期に通知するものとする。

(移転費用負担等)

第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。

- 2 設備保有者は、当該設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により、現に提供している設備又は当該設備に設置された事業者の伝送路設備を撤去し、又は移転する必要がある場合は、事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。
- 3 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。

（事故、災害時の取扱い）

第八条 事故、災害の発生により現に提供している設備が破損した場合の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示したときは、当該契約内容によるものとする。

（更新ルール）

第九条 設備保有者が、事業者から設備提供の継続の申込みを受けたときについては、第二条から前条までの規定を準用する。

- 2 設備の提供に係る契約において自動更新条項（契約期間中に、当事者のいずれかが更新を拒否する旨の申入れを行わない限り、当該契約が一定期間更新される旨の条項をいう。）を規定する場合においては、設備保有者は、契約期間中に、第三条第一項各号に掲げる事由が生じたことにより当該契約の更新が困難になった場合は、事業者に対し、原則として契約期間終了の六箇月前までにその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかにその旨を通知する等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

（設備の使用に当たっての遵守事項）

第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。

- 2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等、設備保有者が適正に定める技術基準及び契約等において明示する適正に定められた手続に従って行うものとする。
- 3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。
- 4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負

担により処理するものとする。

（契約解除事由等）

第十一条 設備保有者は、事業者が自己の責に帰すべき事由により、このガイドライン又は設備の提供に係る契約に違反した場合は、当該契約を解除することができる。

2 前項に定めるほか、設備保有者は、契約締結時に予期できなかった事情等により、自己の公益事業を遂行する上で現に事業者提供している設備を使用することが必要であって、他の設備をもって代えることができなくなった場合に限り、当該契約を解除することができるものとする。この場合において、設備保有者は、原則として六箇月以上の期間（貸与契約期間が一年以内の場合には標準実施要領等で定める適切な期間）においてその旨を予告し、又は当該事由の発生後速やかに相当な期間を置いて解除する旨の予告を行う等電気通信役務の円滑な提供のために必要な措置を講じるものとする。

3 前二項の規定により契約の解除があった場合、事業者は速やかに当該設備を原状に回復し、返還するものとする。ただし、設備の提供に係る契約において、強制撤去条項（設備保有者が相当の期間を定めて解除の予告を行ったにもかかわらず、事業者が原状回復をしないときは、当該設備保有者は、自ら原状回復をすることができる旨の条項をいう。）を規定する場合においては、当該設備保有者は、当該条項の定めるところにより、自ら原状回復をすることができる。

4 前項の場合において、原状回復に要する費用等の取扱いについては、第一項の規定に基づく解除の場合においては原則として事業者が負担するものとし、第二項の規定に基づく解除の場合においては設備の提供に係る契約において明示するものとする。

（設備保有者及び事業者の責任に関する事項）

第十一条の二 第二条から前条までに定めるもののほか、損害賠償に関する事項その他の設備保有者及び事業者の責任に関する事項を設備の提供に係る契約において定める場合においては、当事者の一方が合理的理由なく著しく不利な取扱いを受けるものとならないようにするなど、適正かつ明確にこれを定めるものとする。

（情報開示）

第十二条 設備保有者は、事業者から設備の使用可能状況について照会（第二条第一項に規定する調査の申込みを除く。）があったときは、当該区間又は場所の使用可能状況について事業者への回答を行う。なお、情報開示により当該設備における安全保障やセキュリティーの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障を生じる場合は、この限りでない。また、回答に係る費用は、

事業者が負担するものとする。その額は、コストに基づき適正なものとするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を事業者に示すものとする。

（情報開示の特例）

第十二条の二 設備保有者は、前条に規定する設備の使用可能状況の照会に際し、管路・とう道に関して、事業者が照会を行った区間又は場所において、事業者が提示する経路と交差及び重複のない異経路構成の検討が可能となる情報について、事業者から要望があった場合には、当該情報を可能な限り提供するものとする。また、設備の移設等により交差又は重複が生じるリスクがある場合には、移設計画を考慮した情報提供等の当該リスクを低減するための措置を可能な限り行うものとする。

2 前項の情報開示に当たっては、安全保障やセキュリティの確保、経営上の秘密の保持又は顧客情報の保護に支障がない範囲で行うものとし、設備保有者は、開示対象となる情報の性質に応じて、情報開示に係る秘密保持、情報の目的外利用や情報漏えいの未然防止等の観点から、情報開示を行う事業者に対し、必要な措置を講じるものとする。

3 第一項の情報開示に係る費用は、コストに基づき適正な額とするものとし、内訳として人件費（内訳としての作業時間、作業人数及び作業単金を含む。）、機械器具損料等を含め設備保有者が示した場合には、事業者が負担するものとする。

（貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表）

第十三条 設備保有者は、このガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次に掲げる事項をあらかじめ公表するものとする。なお、公表は原則としてインターネット上のホームページへの掲載によるものとする。

- 一 提供を受けるための申込窓口及びその連絡先
- 二 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（第六条第三項に定める設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））
- 三 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
- 四 提供が拒否できる事由
- 五 標準的な設備使用料及びその算出根拠
- 六 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
- 七 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
- 八 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間

- 九 定型的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項
- 十 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項
- 2 前項第五号に規定する標準的な設備使用料、同項第六号に規定する標準的期間又は同項第八号に規定する標準的期間を設定することが困難であるときは、過去の実績等に基づく例示等をもって代えることができる。
- 3 設備保有者は、二以上の申込窓口を設ける場合は、原則として、申込窓口相互間における申込手続の統一を図るものとする。
- 4 申込窓口ごとに第一項各号に掲げる事項の内容が異なる場合は、申込窓口ごとに、第一項の規定に基づき標準実施要領を作成し、公表するものとする。

(手続の簡素化及び効率化に関する事項)

第十三条の二 管路・とう道に関する情報開示を適切に促す観点から、設備保有者は、申込窓口の設置や手続をウェブページ等を利用する方法で行うなど、手続の簡素化及び効率化に努めるものとする。また、必要に応じ他の設備保有者と連携することとし、前条第一項第三号に規定する申請手続に必要な書類の標準的な様式の策定に当たって共通の申請項目を設定するよう努めるものとする。

(一束化)

- 第十四条 メッセンジャーワイヤーその他一束化（事業者がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。以下同じ。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。以下同じ。）を行うために使用することができる設備（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、事業者に一束化設備を提供する場合において、一束化設備保有者及び事業者が遵守すべき標準的な取扱方法についても、第一条第四項第一号及び第二号の規定の適用があるものとする。
- 2 事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）の承諾を得るものとする。
- 3 一束化設備保有者は、電柱保有者から、第九項ただし書に規定する承諾を求められた場合は、合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。
- 4 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みがあった場合は、できるだけ速やかに提供の可否の回答を行うものとする。

- 5 一束化設備保有者は、事業者から一束化設備の提供の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、一束化設備の提供を拒否しないものとする。
 - 一 電柱保有者が、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
 - 二 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
 - 三 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
 - 四 事業者の責に帰すべき理由により過去に第七項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
- 6 一束化設備保有者は、事業者に対し一束化設備を提供する場合は、コストに基づく適正な使用料を求めることができる。この場合において、事業者から、当該使用料の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 7 一束化設備保有者及び事業者は、一束化を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他一束化に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
 - 一 貸与期間
 - 二 工事及び保守ルール
 - 三 貸与の対価
 - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
 - 五 事故、災害時の取扱い
 - 六 更新ルール
 - 七 設備の使用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関することを含む。）
 - 八 契約解除事由等
 - 九 共用設備の所有権の帰属
 - 十 他事業者との一束化への対応
- 8 電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、一束化設備保有者及び事業者が一束化を行うことにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。
- 9 電柱保有者は、事業者に対する第二条の規定に基づく回答において一束化を要する旨を示した場合であって、当該事業者から、一束化設備保有者の伝送路設備等に当該一束化設備保有者の氏名又は名称が取り付けられていないことを理由として、当該氏名又は名称について照会があったときは、これを事業者に通知するものとする。ただし、当該通知について一束化設備保有者の承諾を得られない場合は、この限りでない。
- 10 電柱保有者は、複数の者が一束化を行っている部分に係る電柱の使用料を算出するに当たっては、その旨を十分に考慮して電柱の占有率を設定する

ものとする。

（支線の共用）

第十五条 支線（このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下同じ。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）は、事業者から支線の共用の申込みを受けたときは、原則として、次に掲げる事由に該当する場合を除き、当該共用を拒否しないものとする。

- 一 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
 - 二 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
 - 三 事業者の責に帰すべき理由により過去に第三項に規定する取決めが履行されなかったことがある場合又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合
 - 四 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合又はそのおそれ強い場合
- 2 支線保有者は、前項各号に掲げる事項に該当するものとして事業者からの支線の共用の申込みを拒否する場合には、その事業者に対し、拒否する理由を書面又は電子メール等の電磁的方法により通知するものとする。
 - 3 支線保有者は、支線の共用を行う場合には、事業者に対し、当該支線に係る道路占用料その他の費用（当該共用に伴い当該支線の改修工事を行う必要が生じる場合における当該工事の設計及び施工に係る費用を含む。）について応分の負担を求めることができる。この場合において、事業者から、当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
 - 4 支線保有者及び事業者は、支線の共用を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項その他支線の共用に当たって必要な事項を取り決めるものとする。
 - 一 共用期間
 - 二 工事及び保守ルール
 - 三 共用に係る費用負担
 - 四 撤去又は移転の際の費用負担等
 - 五 事故、災害時の取扱い

- 六 更新ルール
 - 七 支線の共用に当たっての遵守事項（秘密の保持に関するを含む。）
 - 八 契約解除事由等
 - 九 共用する支線の所有権の帰属
 - 十 他事業者との共用への対応
- 5 事業者は、共用する支線のうち事業者に属する部分については、必要な安全対策を施すものとする。
- 6 第十条第三項及び第四項の規定は、事業者が支線を共用する場合について準用する。

（腕金類の設置）

- 第十六条 電柱保有者が、事業者から、伝送路設備を設置するための腕金類を設置することを目的とする電柱の提供の申込みを受けた場合における、当該電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該腕金類が設置されることにより第三条第一項第五号に掲げる事項に該当することとなる場合を除き、同項第一号に規定する「現に空きが無い場合」には該当しないものと解する。ただし、当該電柱保有者が、事業者による伝送路設備の設置を可能とするため、あらかじめ腕金類を自ら設置する場合又は第五条第四項の規定による改修工事の一環として腕金類を自ら設置する場合は、この限りでない。
- 2 電柱保有者は、前項の申込みを受けた場合において、事業者による一束化の円滑な実施が可能であること等の事情があると認めるときは、事業者に対し、協議を求めることができる。
- 3 事業者が自ら腕金類を設置し、又は事業者の伝送路設備を設置するために電柱保有者が腕金類を設置することにより、先行敷設者が既に電柱に設置している有線電気通信設備の設置場所を変更する工事を行う必要が生じる場合においては、当該工事の設計及び施工に係る費用は、当該事業者が負担するものとする。この場合において、当該費用の負担を求めようとする者は、事業者から当該費用負担の算出根拠の提示を求められたときは、これに応じるものとする。
- 4 電柱保有者は、前項の場合において、先行敷設者から、事業者の氏名又は名称について照会があったときは、これを先行敷設者に通知するものとする。

附 則

（適用対象に関する経過措置）

- 第一条 このガイドラインにおける設備保有者に該当する公益事業者は、線路を設置する設備にあつては、当分の間、電気通信事業者、電気事業者及び鉄道事業者とする。

(見直し)

第二条 このガイドラインについては、設備使用の進展の程度等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うものとする。この場合において、設備保有者及び事業者は、資料の提供等見直しに必要な協力を行うものとする。

別 表

- 1 $A = (B_x + C) \times (D_z / D_x) \times F$
- 2 $A = (B_x + C) \times (E_z / E_x) \times F$
- 3 $A = (B_x + C) \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y) \times F$
- 4 $A = \{B_z + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 5 $A = \{B_z + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 6 $A = \{B_z + C \times (E_y / E_x) \times (D_z / D_y)\} \times F$
- 7 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (D_z / D_x)\} \times F$
- 8 $A = \{B_y \times (D_z / D_y) + C \times (E_z / E_x)\} \times F$
- 9 $A = \{B_y + C \times (E_y / E_x)\} \times (D_z / D_y) \times F$

注 1 上記の記号の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

- A 設備使用料
- B_x 保有する全ての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_y 一定地域における全ての同種設備に係る減価償却費の総額
- B_z 提供する設備に係る減価償却費
- C 保有する全ての同種設備に係る原価の額のうち、保有する全ての同種設備に係る減価償却費の総額を除いた額
- D_x 保有する全ての同種設備の総量
- D_y 一定地域における全ての同種設備の総量
- D_z 提供する設備の量
- E_x 保有する全ての同種設備の価額の総額
- E_y 一定地域における全ての同種設備の価額の総額
- E_z 提供する設備の価額
- F 提供する設備のうち提供に係る部分の占有率

注 2 設備の価額については、再調達価額（設備を新たに取得するものとした場合において見込まれる価額）、取得価額又は正味価額（取得価額から減価償却費累計額を減じて得た価額）のいずれかを採用することができる。

注 3 原価、減価償却費、再調達価額、取得価額、正味価額等については、必要に応じて近似値を採用することができる。（例えば、1年を超える期間中、一律の設備使用料を設定することとする場合は、減価償却費等について、合

理的な将来の予測に基づく当該期間中の平均値の近似値を採用することができる。)